平成２５年（フ）第１１６３８号
東京都港区赤坂６丁目10―39―703、開始決定時の住所東京都江戸川区谷河内２丁目１―６―205
破産者　佐久間秀喜
1　決定年月日　平成26年１月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１６７９号
神奈川県横浜市磯子区栗木２丁目35―11
破産者　佐藤　　孝
1　決定年月日　平成26年１月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１６８１号
東京都豊島区池袋２丁目39―12―904
破産者　福島　　琢
1　決定年月日　平成26年１月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１６８７号
東京都練馬区東大泉２丁目８－１―401
破産者　山田　純一
1　決定年月日　平成26年１月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１７１６号
千葉県松戸市常盤平４丁目16　常盤平公団住宅Ｅ街区14棟101号
破産者　平井　正美
1　決定年月日　平成26年１月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１７４１号
東京都江戸川区中葛西５丁目31―６―403
破産者　山本　精二
1　決定年月日　平成26年１月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１７４９号
東京都練馬区東大泉４丁目28―16
破産者　吉田　克己
1　決定年月日　平成26年１月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１８００号
千葉県我孫子市我孫子２丁目６―329　エールの丘
破産者　後出　秀喜
1　決定年月日　平成26年１月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１８２３号
東京都小平市大沼町２丁目45―23―Ｄ－１
破産者　鈴木　隆彦
1　決定年月日　平成26年１月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１８２４号
東京都小平市大沼町２丁目45―23―Ｄ－１
破産者　鈴木　純子
1　決定年月日　平成26年１月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１８７３号
東京都調布市上石原１丁目３－５―205
破産者　武田　公平
1　決定年月日　平成26年１月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１８９４号
東京都江東区北砂５丁目17―37―605
破産者　遠藤　公吉
1　決定年月日　平成26年１月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１９３６号
東京都足立区中央本町３丁目14―25―901
破産者　中野　克典
1　決定年月日　平成26年１月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３４０号
福岡市中央区天神４丁目５番10―1109号
破産者　西澤　健之
1　決定年月日　平成26年１月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第６００号
福岡市博多区千代３丁目18番３―1204
破産者　株式会社正の屋精肉店
1　決定年月日　平成26年１月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１４０１５号
東京都足立区舎人５丁目18番11号
破産者　有限会社二ツ橋運輸
1　決定年月日　平成26年１月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６５３１号
東京都文京区千駄木３丁目48番10号
破産者　株式会社大島ラーメン
1　決定年月日　平成26年１月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８３４５号
東京都練馬区石神井町４丁目９―10
破産者　堀部　淳吾
1　決定年月日　平成26年１月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８３８８号
東京都八王子市上柚木３丁目５－６―307、開始決定時の住所東京都八王子市下柚木３丁目１　Ａ―1005
破産者　伊東　道宏
1　決定年月日　平成26年１月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８３８９号
東京都八王子市上柚木３丁目５－６―307、開始決定時の住所東京都八王子市下柚木３丁目１　Ａ―1005
破産者　伊東　恵子
1　決定年月日　平成26年１月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９４７９号
東京都調布市上石原３丁目29―２　森田コーポ２Ｆ
破産者　森田　　仁
1　決定年月日　平成26年１月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９５９７号
神奈川県川崎市宮前区神木本町２丁目１―４―303
破産者　大村政明こと　崔　　政明
1　決定年月日　平成26年１月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部